

松前町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 松前町

事 業 名 : 公共下水道事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成14年度 (19年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	法適(全部)
処理区域内人口密度	60人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	1 処理区		
処理場数	1 処理場		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	平成30年9月に愛媛県汚水処理事業広域化・共同化検討会が設置され、県及び県下の市町村とともに検討を進めています。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	水道水の場合は、使用水量による累進従量制を採用し、井戸水及び井戸水併用の場合は、世帯員数により認定しています。				
業務用使用料体系の 概要・考え方	家庭用と同じ考え方です。				
その他の使用料体系の 概要・考え方	湯屋用は、使用水量1 m ³ につき27.5円(消費税込み)としています。				
条例上の使用料*2 (20 m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	2,268 円	実質的な使用料*3 (20 m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	2,855 円
	平成30年度	2,268 円		平成30年度	2,871 円
	令和元年度	2,310 円		令和元年度	2,869 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	下水道組織は、上下水道課に所属し、損益勘定職員5名、資本勘定職員1名の計6名で構成します。	
事業運営組織		

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	処理場の運転維持管理業務は、民間事業者に委託しています。
	イ 指定管理者制度	現在のところありません。
	ウ PPP・PFI	現在のところありません。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等)*4	現在のところありません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等)*5	現在のところありません。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
 *5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

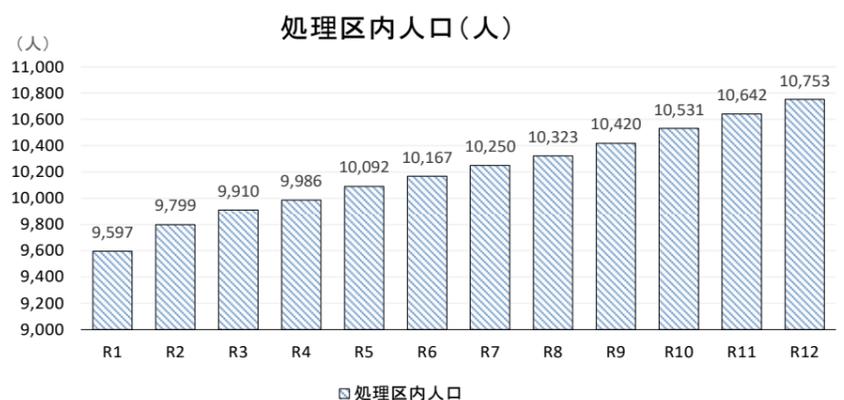
※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

下水道経営に関わる現状分析は、別添資料「経営比較分析表(令和元年度版)」に示すとおりです。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

処理区域内人口の予測にあたっては、既存資料を基に、整備済み面積、整備済み人口及び今後の整備予定等を勘案して求めました。
 今後とも下水道接続の普及促進を予定しており、令和元年度から令和12年度で、1,156人増加すると予測しています。

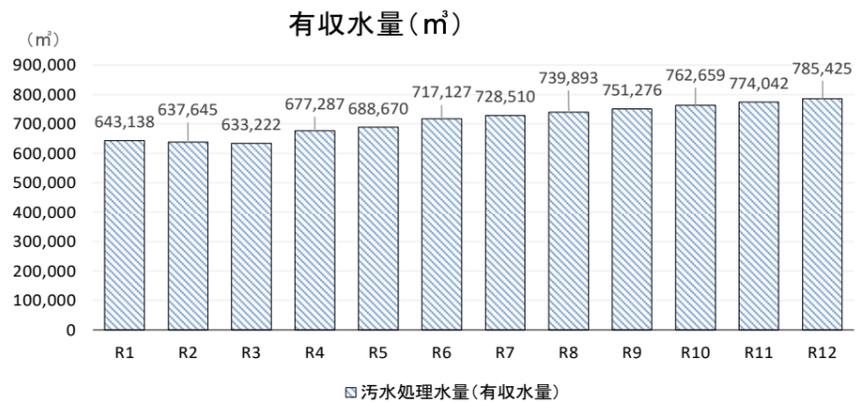


(2) 有収水量の予測

有収水量の予測にあたっては、大型商業施設を考慮しつつ水洗化人口1人当たり有収水量を求め、これに水洗化人口の予測値を乗じて求めました。

その結果、令和元年度から令和12年度で、142,287m³増加すると予測しています。

※令和2年度及び令和3年度は、実態に合わせて短期的に需要減を見込んでいます。



(3) 使用料収入の見通し

使用料収入の見通しにあたっては、有収水量1m³当たりの使用料を求め、これに上記(2)の有収水量の予測値を乗じて求めました。

その結果、令和元年度から令和12年度で、23,778千円増収すると予測しています。

※令和2年度及び令和3年度は、実態に合わせて短期的に需要減を見込んでいます。



(4) 施設の見通し

経営比較分析表に示すとおり、老朽化の状況として、管渠については、現時点で早期に対策を講じる必要はないと思われます。処理場については、耐用年数を超える機械及び装置が発生することを考慮し、改修計画に基づき、投資の平準化及びコスト縮減を合理的に進めます。

(5) 組織の見通し

下水道事業を運営していく上で、現在の人員構成が必要と考えています。今後も下水道経営に支障をきたすことのないよう継続的に人員構成について検討します。

3. 経営の基本方針

下水道事業は、住民が清潔で快適な生活を送るために欠かせない重要な事業であり、河川や海域の水質保全と美しく快適な居住環境づくりに取り組み、公共下水道事業の計画的推進に努めます。

○公共下水道事業の推進：公共下水道事業の認可区域において、管渠の整備をはじめ、下水道施設の整備を計画的・効率的に推進するとともに、整備済区域における未接続世帯の早期接続の促進、施設の適正管理に努めます。

○下水道施設の整備・維持：下水道が利用できる衛生的で快適な生活環境を安定して提供できるよう、下水道施設の適切かつ効率的・効果的な維持管理に努めるとともに、計画的に予防保全的な補修・修繕を実施し、施設の長寿命化を図ります。

○下水道事業の健全運営：施設の管理・運営体制の充実や経費の節減、経営の効率化、使用料体系の適正化を図り、下水道事業の健全運営に努めます。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目	標	○管渠整備については、引き続き計画的に推進します。 ○施設については、改修計画に基づき、効率的かつ効果的な維持管理を行います。
---	---	--

計画期間内の投資額は、下表のとおりです。

年度	千円									
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
構築物(公共ます)	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500
構築物(下水管渠)	485,796	225,000	233,000	245,000	217,600	259,000	188,000	188,000	188,000	188,000
機械及び装置	20,000	85,224	101,204	23,501	17,521	59,105	52,520	97,720	87,450	0
補償	3,500	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
合計	514,796	316,724	340,704	275,001	241,621	324,605	247,020	292,220	281,950	194,500

② 収支計画のうち財源についての説明

目	標	○経常収支比率については、中長期的に100%以上(黒字)を維持することを目標とします。 ○使用料収入及び企業債等の財源の確保に努めます。
---	---	---

使用料収入については、下水道事業の安定経営を図るための収支バランス等を慎重に見据え、引き続き適正な使用料体系の検討を行います。
 企業債については、企業債の償還により経営が圧迫することのないよう、計画的な起債を実施します。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

投資以外の経費については、次のとおりです。

- 職員給与費：人事異動による職員給与費を推計しました。
- 動力費：直近の決算値を加味して推計しました。
- 修繕費：直近の決算値を加味して推計しました。
- その他：直近の決算値を加味して推計しました。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	愛媛県汚水処理事業広域化・共同化検討会を通じて、県及び県下の市町村とともに検討を進めます。
投資の平準化に関する事項	施設の更新については、改修計画に基づき、投資が偏ることのないよう優先順位を定めて平準化を行います。管渠については、平準化を勘案した計画的な整備を進めます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	愛媛県下における民間活用の動向や具体的な事例を把握し、有効なものについては、段階的に取り組みます。
その他の取組	該当ありません。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	現時点では、使用料の改定を予定していませんが、今後も収支のバランスを注視し適宜、使用料の見直しについて検討します。
資産活用による収入増加の取組について	余剰施設等が発生した場合には、売却や貸付等、資産の有効な活用を検討します。
その他の取組	該当ありません。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	愛媛県下における民間活用の動向や具体的な事例を把握し、有効なものについては、段階的に取り組みます。
職員給与費に関する事項	職員の給与水準は、地方公務員法の給与の決定原則に基づき、人事院勧告等国及び県の動向を踏まえるとともに、他地方公共団体の均衡を考慮し条例で定め、給与の適正化に努めていきます。
動力費に関する事項	機器の適切な管理を行い、無駄のない運用を継続していきます。
薬品費に関する事項	機器の適切な管理を行い、無駄のない運用を継続していきます。
修繕費に関する事項	予防修繕を計画的に行い、突発的に発生する事故や故障を未然に防ぎ、施設の延命化を図ります。
委託費に関する事項	長期継続契約を行うなど、委託費の削減に努めています。
その他の取組	該当ありません。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	投資・財政（収支計画）に大きな修正が必要となる場合においては、見直しを実施するほか、概ね5年ごとに総合的な検証を行い、さらなる現状分析や社会状況の変化などを考慮し、本戦略の更新を行います。
---------------------	--